

最高裁経監第864号

(会いー01)

平成29年6月29日

高等裁判所長官殿  
地方裁判所長殿  
家庭裁判所長殿  
最高裁判所事務総局経理局長殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

裁判所会計事務規程に基づく検査員の任命方法等に関する取  
扱いについて（通達）

標記の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。  
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 検査員の任命方法

最高裁判所事務総局経理局長，高等裁判所事務局長，地方裁判所長又は裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「規程」という。）第2条に規定する本官設置家裁の家庭裁判所長（以下「経理局長等」という。）は，規程第6条第3項，第34条第1項，第36条及び第40条第1項の規定に基づき検査員を命ずる場合には，検査員となるべき者に任命年月日，検査させる事務及び当該検査を行うべきことを命ずる旨その他所要の事項を記載した書面を交付する方法，又は所要の事項を記載した別紙様式第1の検査員任命簿に，経理局長等が任命印を押し，検査員となるべき者から受命印を徴する方法による。

## 第2 検閲者等の指定方法

1 経理局長等は、次に掲げる職員の指定を行う場合には、指定を受けるべき者に指定年月日、行わせる事務、当該指定を行う旨その他所要の事項を記載した書面を交付する方法、又は所要の事項を記載した別紙様式第2の検閲者等指定簿に、経理局長等が指定印を押し、指定を受けるべき職員から確認印を徴する方法による。

(1) 規程第15条及び第30条の規定により日計の検閲を行う職員（以下「検閲者」という。）

(2) 規程第16条第1項、第31条第1項及び第39条第1項の規定により月例検査を行う職員

2 経理局長等は、検閲者を指定する場合には、1の定めにかかわらず、各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者を検閲者に指定することができる。

### 第3 補助者の任命方法

経理局長等は、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第1号から第10号までに規定する職員が補助者をしてその事務の一部を処理させる場合には、補助者となるべき者に任命年月日、処理させる事務の範囲及び当該事務を処理すべきことを命ずる旨その他所要の事項を記載した書面を交付する方法、又は所要の事項を記載した別紙様式第3の補助者任命簿に、経理局長等が任命印を押し、補助者となるべき者から受命印を徴する方法による。

### 第4 規程の定めにより難い特別の事情がある場合の取扱い

規程第10条の規定により規程第3条から第9条までの規定と異なる定めをする必要がある場合には、最高裁判所事務総局経理局長、高等裁判所長官、地方裁判所長又は規程第2条に規定する本官設置家裁の家庭裁判所長は、次の事項を明らかにして最高裁判所長官宛てにその旨の上申を行うものとする。

1 規程第3条から第9条までの規定と異なる定め

2 規程第3条から第9条までの規定により難い特別の事情

3 1の実施時期

付 記

この通達は、平成29年7月1日から実施する。

(別紙様式第1)

検査員任命簿

任命年月日	検査させる 事務	受命職員の 氏名	任命印	決裁欄				受命印	備考
				(官職)	(官職)	(官職)	(官職)		
..									
..									
..									
..									

(注) 必要に応じて「決裁欄」の数を変更して作成する。任命簿と別に決裁文書を作成し、決裁文書に任命印を押印する場合には、「任命印」及び「決裁欄」の押印を省略して差し支えない。

(別紙様式第2)

検閲者等指定簿

指定年月日	行わせる事務	指定職員の氏名	指定印	決裁欄				確認印	備考
				(官職)	(官職)	(官職)	(官職)		

(注) 必要に応じて「決裁欄」の数を変更して作成する。指定簿と別に決裁文書を作成し、決裁文書に指定印を押印する場合には、「指定印」及び「決裁欄」の押印を省略して差し支えない。

(別紙様式第3)

補助者任命簿

任命年月日	処理させる 事務の範囲 等	受命職員の 氏名	任命印	決裁欄				受命印	備考
				(官職)	(官職)	(官職)	(官職)		
・									
・									
・									
・									

(注) 必要に応じて「決裁欄」の数を変更して作成する。任命簿と別に決裁文書を作成し、決裁文書に任命印を押印する場合には、「任命印」及び「決裁欄」の押印を省略して差し支えない。